

「群馬県 学校再開に向けたガイドライン【改訂版】」の概要

令和2年5月28日

群馬県教育委員会

1 基本的な考え方

今般の感染拡大状況や最新の科学的な知見を基に、国や県で新たな指針やガイドラインが示された。それらを踏まえ、県立学校の学校再開に当たっては、「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障していくことが必要である。そのために、以下の対応を行う。

2 主な取組

(1) 登校前・登校時の対応

- 毎朝、家庭で検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察表」に記入する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。
- 体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養するよう保護者に依頼する。
- 登校時はマスクを着用し、周囲との間隔を1メートル以上は開けて登校する。
- 非接触型体温計で、登校時に児童生徒の体温を測り、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかりと行った上で帰宅させる。

(2) 学校生活

- こまめな手洗い、こまめな水分補給、室内では通常マスク着用（運動時を除く）、換気の徹底、共用部分の消毒（アルコールや次亜塩素酸ナトリウム）などの感染症対策を徹底して行う。

(3) 給食、食事

- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1～2メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。また、教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫を行う。

(4) 部活動

- 生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等が適切に指導し、実施状況を把握する。
- 学校生活と同様に、基本的な感染症対策を徹底する。

(5) 休校等の基準

- 児童生徒や教職員に感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒等が濃厚接触者となった場合は、出席停止とする。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の広がりなどを考慮して、所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

報告の経路

- ・ 県立学校 → 県教育委員会報告窓口
- ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 管轄の教育事務所 → 県教育委員会報告窓口

※ PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡するよう周知する。